

諮 問 の 概 要

(造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について)

1 調査の目的等

造船造機統計調査(指定統計第29号を作成するための調査)は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として、昭和25年4月以降、毎月実施されている。

また、鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計第71号を作成するための調査)は、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的として、昭和29年4月以降、毎月実施されている。

2 改正の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)において、ニーズに即した新たな統計の整備を図る一方、既存統計調査を見直し、ニーズの乏しい統計調査を廃止する等、統計調査の整理合理化を進めることとされたことなどを踏まえ、また、申告義務者の負担軽減等を図るため、平成21年4月調査から、毎月調査する必要性が乏しくなった品目を四半期調査に変更するとともに、調査項目の簡素化等の変更を行う。

3 改正内容

(1) 造船造機統計調査

ア 調査周期の変更

造機調査の調査周期を月次から四半期に変更する。

ただし、調査項目のうち「製造高」については、月単位で把握する。

イ 調査対象品目の集約

造機調査の調査対象品目を28品目から13品目に簡素化・集約化する。

ウ 調査事項の変更

造船調査の「船質」項目から「木船」の表示を落とし、木船が調査対象として該当した場合には備考欄に記入することとする。

(2) 鉄道車両等生産動態統計調査

ア 調査周期の変更

鉄道車両(改造・修理)、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置に係る調査の調査周期を月次から四半期に変更する。

イ 調査系統の変更

これまで地方運輸局等を経由していた調査票の配布及び回収を、すべて本省直轄に変更する。

ウ 調査事項の変更

索道搬器運行装置に係る調査において、「需要先」を調査事項から削除する。